

事業用自動車総合安全プラン2009 フォローアップ概要

資料2

1. 目標に対する達成率

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	目標値
交通事故件数	56,305	51,541 (53,675)	51,066 (51,044)	49,086 (48,414)	45,346 (45,783)	42,425 (43,153)	39,649 (40,522)	36,499 (37,892)	33,336 (35,261)	(32,631)	(30,000)	30,000
死者数	513	468 (487)	490 (460)	447 (434)	466 (408)	434 (382)	421 (355)	403 (329)	363 (303)	(276)	(250)	250
飲酒運転	287	207 (258)	173 (230)	151 (201)	121 (172)	126 (144)	120 (115)	102 (86)	134 (57)	(29)	(0)	0

※下段の数値は、直線的に件数が減少し目標値を達成すると仮定した場合の、各年における指標

2. 重点施策の実施状況

(1) 安全体質の確立

①安全マネジメントの評価の対象を中小規模事業者にも拡大	◆平成21年10月 評価対象を拡大（乗合バス100両以上、等）。
②安全マネジメントの浸透のための講習会の開催等事業者団体による支援の拡充や認定セミナーの有効活用	◆【各協会】平成21年～ 各協会において講習会を実施。 ◆平成25年7月～ 民間機関等による認定セミナーを実施。 （平成29年3月現在、8法人を認定。平成27年度受講者数：6,874人）
③メールマガジンの発信等による業界全体での事故情報の共有	◆平成21年6月 「事業用自動車安全通信」の発信開始。 ◆平成26年6月～ 事業用自動車事故調査委員会において事故調査を実施し報告書を公表。
④映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の活用による運行管理の高度化	◆平成21年10月 映像記録型ドライブレコーダー活用マニュアルの公表。 ◆平成22年度～ 導入支援の補助制度を創設。 ◆ドライブレコーダ普及率（各協会会員調べ） （貸切）平成20年度：5%→平成27年度：57.3% （乗合）平成20年度：15.5%→平成27年度：85.5% （タクシー）平成20年度：39.3%→平成27年度：72.5% （トラック）平成20年度：8.5%→平成27年度：30.6% ◆デジタル式運行記録計普及率（各協会会員調べ） （貸切）平成20年度：19.2%→平成27年度：49.5% （乗合）平成20年度：30.9%→平成27年度：58.9% （タクシー）平成23年度：29.5%→平成27年度：40.8% （トラック）平成20年度：30%強→平成27年度：42.2%

<p>⑤労働・社会保険関係法令違反に対する行政処分の強化、労働・社会保険関係行政機関との連携、運行記録計の義務付けの拡大等による、運転者の労働環境の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年12月 労働基準監督機関との合同監査・監督の実施に関する通達発出。 ◆平成27年4月 運行記録計の義務付け拡大（車両総重量7t以上のトラック等）。 ◆平成28年8月 労働条件改善のための相互通報制度を改正。健康管理に関する違反について厚生労働省との通報対象に追加。
<p>⑥保安指導を担う指導的人材の育成・資質向上と安全体質の底上げ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成26年1月 適正化事業（旅客）の制度創設。 ◆平成27年4月 運行管理者講習実施者に対し、講師の研修の参加を義務付け。
<p>⑦各事業者が実施している事故防止対策等の優良事例等の他事業者への水平展開の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆地方運輸局主催の事故防止セミナー等において優良事例を紹介。
<p>⑧ドライブレコーダーやデジタルタコグラフの装着有無等を事故報告規則の報告項目への追加の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆事故調査を実施する際の、調査票様式の項目としている。

(2)コンプライアンスの徹底

<p>①監査要員のさらなる増員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成22年度～ 毎年度増員。
<p>②監査職員の専門的知見・ノウハウの強化による監査機能の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆「自動車監査業務研修において監査職員のスキルアップを図っている。
<p>③継続監視リストによる監査強化や街頭における監査等の実施、ネガティブ情報の積極的な開示等による悪質事業者の徹底した排除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成26年度～ 街頭監査を実施。 ◆行政処分情報を定期的に公表。
<p>④労働・社会保険関係法令を含む法令違反に対する行政処分の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年10月 処分基準の改正。
<p>⑤被監査事業者の車両移動等による処分逃れを防止するため、事業譲渡先への処分を可能とする等処分基準の改正、刑事告発の活用等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年10月 処分基準の改正。 ◆平成28年12月 処分逃れを目的として監査後に廃業した者等の参入を制限（旅客）。

⑥重大事故の発生等に関与した発注者の名称等の公表	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成26年7月 法令違反への関与が疑われる旅行業者等の関係機関への通知制度について、通知範囲を拡大した。(貸切) ◆荷主への勧告に係る運用の見直しを検討している。(貨物)
⑦点検整備未実施に係る行政処分の強化等による整備管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年10月 処分基準の改正。 ◆平成25年11月 処分基準の改正(強化)。
⑧スピードリミッターの不正改造に係る改造施工者、運送事業者に対する監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年12月 スピードリミッターの不正改造を行った自動車整備事業者に対し、行政処分を行った。 ◆平成29年2月 京都府警からの要請を受け、速度超過等の大型トラックに対し、スピードリミッターの確認検査を実施。 ◆各業界団体へスピードリミッターの不正改造をしないよう要請。
⑨各種情報を活用した事故防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成28年11月 事業用自動車総合安全情報システムを構築。

(3) 飲酒運転の根絶・危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無

①点呼におけるアルコールチェッカーの使用の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成23年5月 アルコールチェッカーの義務付け。
②アルコールチェッカーの使用の実効性向上	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成25年12月 一定の条件下で所属営業所以外の高性能なアルコール検知器の使用を認める。 ◆平成28年7月 測定結果に関する記録・保存について、クラウド型を認める。
③飲酒運転に対する行政処分の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成21年10月 処分基準の改正。
④アルコール・インターロック装置の普及	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成24年4月 「呼気吸込み式アルコール・インターロック装置の技術指針」策定。
⑤運転者の日常的飲酒に対する指導・管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆【NASVA】平成22年度～ アルコール専門教育を実施。 ◆【トラック】平成28年7月 協会策定の「飲酒運転防止マニュアル」を改訂。
⑥啓発活動の実施の推進等による危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成26年7月 薬物の使用禁止を徹底する通達を发出。

(4)IT・新技術の活用

<p>①衝突被害軽減ブレーキ等実用化されたA S V技術のより一層の普及促進、新たなA S V技術の開発・実用化の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成22年度 補助対象の拡大。 ◆1年間に販売される大型貨物車のうち、衝突被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合：平成22年度16.2%→平成27年度60.5%
<p>②衝突被害軽減ブレーキの装着義務化の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成26年～ 順次義務付け。
<p>③映像記録型ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等の一層の普及促進</p>	<p>※(1)④に記載。</p>
<p>④次世代運行管理・支援システムの確立、過労運転防止のための機器等の普及加速</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成26年10月～ 次世代運行管理・支援システム検討会を開催し、検討を開始。

(5)運行の現場を含めた関係者一丸となった行動、構造的な課題への対処

<p>①モード毎の事故の特徴を踏まえたきめ細やかな対策立案と現場まで分かり易い具体的アクションの実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆【バス】協会において車内事故削減の取組を実施。 (車内事故件数)平成25年：575件→平成27年：490件 (内、発進時)平成25年：239件→平成27年：201件 ◆【タクシー】協会において、出会い頭事故及び路上横臥事故の防止対策を実施。 ◆【トラック】協会において、1当死亡事故削減のため、交差点事故及び追突事故の分析を行い、事故防止マニュアルを作成、事故防止セミナーを実施。
<p>②運転者教育の強化、自動車運送事業の担い手の確保及び育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成24年4月 指導監督マニュアルの策定。 ◆平成27年5月 「中継輸送に関するQ&A」を公表。 ◆平成28年3月 「若年層・女性ドライバー就労育成・定着化に関するガイドライン」を作成。 ◆平成28年6月 指導監督マニュアルの改訂(貨物)。 ◆平成28年11月 指導監督マニュアルの改訂(バス)。
<p>③事故調査機能の強化(事業用自動車事故調査委員会の提言を踏まえた対策の実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成28年度まで、19件の事故調査結果を公表。
<p>④運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成22年7月 健康管理マニュアル策定。 ◆平成26年4月 健康管理マニュアル改訂。 ◆平成27年9月 「事業用自動車健康起因事故対策協議会」を設置。

<p>⑤高速・貸切バスの安全・安心の確保</p>	<p>◆軽井沢スキーバス事故を受けて取りまとめられた以下の各対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 ・法令違反の早期是正、不適格者の排除等 ・監査等の実効性の向上 ・旅行者、利用者との関係強化 ・ハード面の安全対策による事故防止の促進
<p>⑥訪日旅行の安全品質の確保、積極的な発信</p>	<p>◆平成27年2月 効果的な監査を目的とし、インバウンド事業者リストの作成を指示 ◆平成28年12月 貸切バス事業許可に係る更新制を導入。</p>
<p>⑦トラック事業及びタクシー事業の市場構造の適正化</p>	<p>◆平成27年度 トラック協会にて取引の書面化を推進するためのセミナーを開催。 ◆平成28年7月 「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。 ◆改正タクシー特措法に基づき27の地域を特定地域として指定。内、8地域において、供給輸送力の削減等を内容とする地域計画の議決が行われた。</p>

(6) 道路交通環境の改善

<p>①事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号器改良等</p> <p>②通学路における歩道の整備や路肩のカラー舗装、防護柵の設置等</p> <p>③生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのハンプや狭さく等の整備による、歩行者等の安心・安全の確保</p> <p>④防護策や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維持・管理を実施</p>	<p>◆事故発生割合の高い箇所を「事故危険箇所」に指定し、環境の改良、整備等を重点的に実施。</p> <p>◆通学路の緊急合同点検や通学路交通安全プログラムに基づく定期的な合同点検結果に基づき、通学路における歩道整備やカラー舗装、防護柵の設置、信号機の設置等を推進。</p> <p>◆生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・確保等を実施するゾーン30の整備を推進している。</p>
---	---